

(ストーブ)

第5条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）のうち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第13号まで及び第15号を除く。）の規定を準用する。

○火災予防規則

(炉等の防火上支障のない措置)

第9条の2 条例第3条第3項ただし書（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の3第2項及び第8条の2において準用する場合を含む。）に規定する防火上支障のない措置を講じた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 屋内に設けるものにあつては、炉等の周囲に5メートル以上、上方にあつては10メートル以上の空間を保有するとき、又は炉等を設置する部分に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が令第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条若しくは第18条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているとき。
- (2) 屋外に設けるものにあつては、炉等の周囲に3メートル以上、上方にあつては5メートル以上の空間を保有するとき、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた外壁（開口部には、防火戸（条例第3条第3項に規定する防火戸をいう。以下同じ。）が設けられているものに限る。）等に面するとき。

(点検及び整備の要領等)

第13条 条例第3条第2項第2号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第7条の3第2項、第8条、第8条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検及び整備並びに第12条第1項第9号（条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項、第14条第2項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項並びに第17条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検、絶縁抵抗等の測定試験及び補修の結果は、記録し、その記録を2年間保存しなければならない。

○福山地区消防組合告示第 5 号

必要な知識及び技能を有する者の指定

平成 4 年 7 月 1 日
福山地区消防組合告示第 5 号

福山地区消防火災予防条例（平成 2 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項第 3 号、第 12 条第 1 項第 9 号及び第 19 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、「必要な知識及び技能を有する者」を次のように指定する。

- 1 条例第 3 条第 2 項第 3 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第 4 条第 2 項、第 8 条及び第 8 条の 2 において条例第 3 条第 2 項第 3 号を準用する場合に限る。）

- (2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2・3 （略）

【解釈及び運用】

本条の対象となるのは、屋外に通じる煙突若しくは排気筒を設けたもの又は壁、天井等に固定して使用する固定式ストーブである。なお、移動式のストーブは、火を使用する器具の規定の適用を受けることとなる。

1 離隔距離

ストーブの建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離は、表 5-1 によること。

ただし、当該ストーブが、（一財）日本ガス機器検査協会又は（一財）日本燃焼機器検査協会が定めた防火性能基準に適合したものについては、当該設備等に貼付されているいずれかの協会名の認証ラベルに記載の離隔距離として差し支えない。

なお、固体燃料を使用するストーブの離隔距離基準に定める試験方法は、条例第 3 条第 1 項第 1 号の【解釈及び運用】によること。

表 5－1（条例別表第 3 抜粋）

種 類							離 隔 距 離（単位センチメートル）							
							入力	上方	側方	前方	後方			
ス ト ー ブ	気 体	不 燃 以 外	開 放 式	バーナー が露出	壁掛け型、 つり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5				
			半密閉式・ 密閉式	バーナー が隠ぺい	自然対流 型	19キロワット以下	60	4.5	4.5 （注 5）	4.5				
	燃 料	不 燃	開 放 式	バーナー が露出	壁掛け型、 つり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5				
			半密閉式・ 密閉式	バーナー が隠ぺい	自然対流 型	19キロワット以下	60	4.5	4.5 （注 5）	4.5				
	液 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	自 然 対 流 型	機器の全 周から熱 を放散す るもの	39キロワット以下	150	100	100	100				
					機器の上 方又は前 方に熱を 放散する もの	39キロワット以下	150	15	100	15				
		不 燃	半 密 閉 式	自 然 対 流 型	機器の全 周から熱 を放散す るもの	39キロワット以下	120	100	—	100				
					機器の上 方又は前 方に熱を 放散する もの	39キロワット以下	120	5	—	5				
					上記に分類されないもの					—	150	100	150	100

（注 5） 熱対流方向が一方に集中する場合にあっては60センチメートルとする。

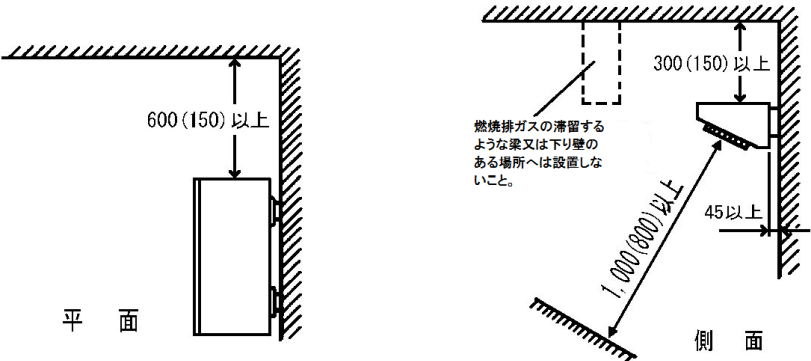
備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

2 設置例

（1）気体燃料を使用するストーブと建築物等との離隔距離の例（単位：mm）

ア 開放式（7キロワット以下で、壁掛け・つり下げ型）

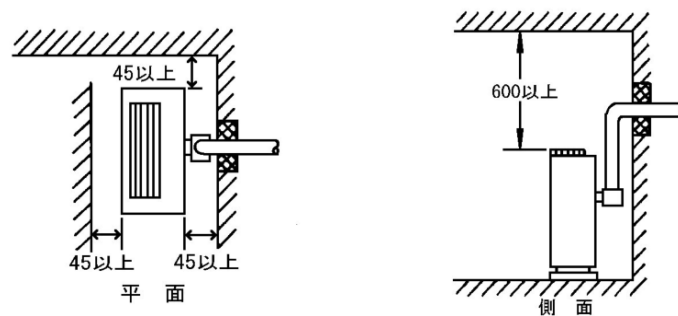


（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

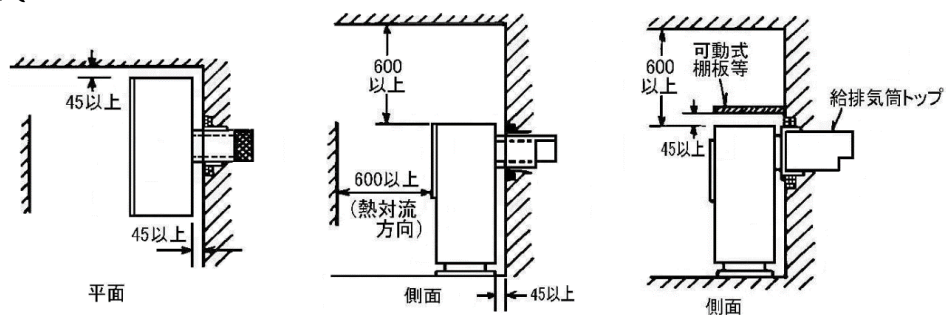
イ 半密閉式・密閉式（19キロワット以下で自然対流型）

(7) 半密閉式



【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

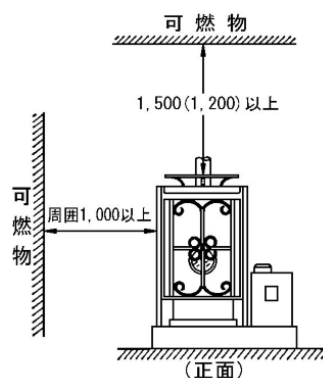
(イ) 密閉式



【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

(2) 液体燃料を使用するストーブと建築物等との離隔距離の例（単位：mm）

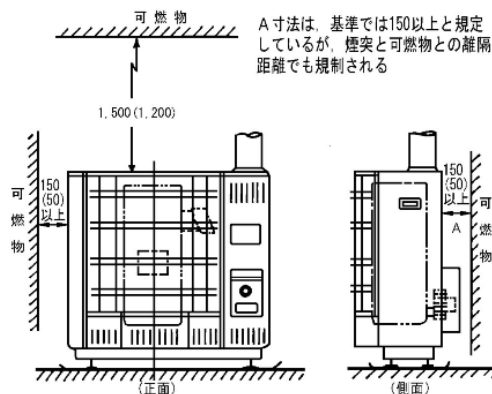
ア 半密閉式（39キロワット以下で機器の全周から熱を放散するもの）



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

イ 半密閉式（39キロワット以下で機器の上方又は前方に熱を放散するもの）



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

3 第1項

たき殻受けは、落火を受け、取り出すときに落ちるたき殻を受けるために、通常ストーブ本体の底部又は前部に設けられているが、それは必ず不燃材料で造られたものでなければならないことを規定している。

4 第2項

条例第3条（炉）の位置、構造及び管理についての規定が、同条第1項第11号から第13号まで及び第15号を除いて、ストーブに準用されることを規定している。暖房用のストーブの場合、同項第6号に規定する台の規制については、ブリキ等で台を被覆し、かつ、ストーブとの間に有効な底面通気の距離を保つときは、可燃性の部分があっても同号に適合するものとして運用すべきである。この場合、台上に落ちた落火、灰等を直ちに取り除く等同条第2項第1号の規定を特に遵守する必要がある。また、同条第1項第9号についても、異常にストーブが赤熱しない場合は、ストーブ本来の目的からみて過度に温度が上昇しないものとして差し支えない。（表5－2参照）

表5－2 「ストーブ」基準の準用規定一覧表

条	項	号	規 制 内 容
3	1	1	可燃物品等からの条例別表第3又は離隔距離基準による離隔距離
		2	可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設置
		3	可燃性ガス等が発生し、又は滞留しない位置に設置
		4	避難の支障となる位置に設置しない
		5	有効な換気を行うことができる位置に設置
		6	不燃材料で金属以外の床上に設置（屋内に設ける場合）
		7	火災発生のおそれのある部分是不燃材料
		8	地震等により容易に転倒等しない構造
		9	表面温度が過度に上昇しない構造
		10	風雨等による口火・バーナーの火の立ち消え防止措置（屋外に設ける場合）
		14	固形燃料を使用する場合の構造
		15	液体燃料を使用する場合の附属設備の構造
		[オ除く]	[オ 燃料タンクは不燃材料で作った床上に設ける]
		16	液体燃料又は気体燃料を使用する場合の構造
		16の2	液体燃料又は気体燃料を使用する場合の安全装置
		16の3	気体燃料を使用する場合の配管・計器等の附属設備の基準
		17	電気を熱源とする場合の基準
	2	1	設備周囲の不要物品の整理等
		2	設備及び附属設備の点検及び整備
		3	液体燃料及び電気を使用する場合の点検者の指定（告示第5号）
		4	本来の使用燃料以外の燃料の使用禁止
		5	異常燃焼を生ずるおそれのある設備に監視人の配置
		6	燃料タンクの転倒防止措置等
	3	—	不燃材料による区画（入力350kW以上の場合）
	4	—	液体燃料を使用する場合の構造及び管理